

第3回P I 外環沿線協議会 会議録

平成14年 7月 2日(火)
於：東京都庁第一庁舎5F大会議室

【司会(石橋)】

皆様、こんばんは。本日は、夜分、またお忙しい中、都庁までおいでいただきましてありがとうございます。それでは、第3回目のP I 外環沿線協議会を開催いたしたいと思います。撮影につきましては、頭の部分だけでございますので、この1分ぐらいのうちに終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

私、東京都都市計画局外かく環状道路担当課長の石橋でございます。前回に引き続きまして、今回の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

カメラさん、よろしいですか。じゃあ、もう少しお待ちしますので。

それでは、カメラ撮りを終了させていただきたいと思います。また、傍聴されている方につきましては、受付で配付しております注意事項に沿いまして、会の進行にご協力をお願いいたします。なお、本日の協議会の終了時間でございますけれども、午後9時厳守ということで考えておりますので、あわせて会の進行にご協力のほどよろしくお願いいしたいと思います。

なお、本日の協議会につきましては、三鷹市の柴田部長が所用にて欠席をされております。

それではまず最初に事務局から、本日の配付資料について確認をお願いします。よろしくお願いいいたします。

【事務局(伊藤)】

事務局を担当します国土交通省関東地方整備局の伊藤でございます。それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。封筒の中にクリップどめした資料がありますので見て下さい。一番最初に議事次第、第3回P I 外環沿線協議会とあります。2つ目が資料1、前回の会議録です。それから、飛びまして資料2、運営細則(案)というのがあります。資料番号は右上のところに書いてあります。それからそのあと、参考資料が1から4までついております。クリップどめと別に本日の座席表をお配りしております。以上が、きょうお配りをしている資料です。

【司会(石橋)】

ない資料等がございましたら、お近くの係員のほうにお伝えいただきたいと思います。

それから、きょうの協議会の開催にあたりまして、事前に皆様から意見メモを出していただいております。約8名の方からお出しいただいているわけでございますけれども、きょうはそのメモを協議会の場で配付させていただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。ご異論がなければ、皆様からいただいた事前意見メモを配付させていただきます。

ないようでございますので、ご了解いただいたということで、事務局のほうでお配りをいただきたいと思います。

【事務局(伊藤)】

今、お配りしているのが、資料番号はございませんが、今回事前に皆様からいただいた意見メモです。きょうの討議の参考にごらんいただければと思います。

【司会(石橋)】

それでは続きまして、事務局のほうから、第2回の協議会の会議録の確認をお願いいた

します。

【事務局（伊藤）】

第2回会議録ですけど、資料1になります。これにつきましては、事前に皆様にごらんいただいて、その際、修正のご意見をいただいたものについては、修正をしたものです。この場でご確認いただければと思います。

【司会（石橋）】

ご確認いただきまして、特に意見がないようでしたら、確認をいただいたということで、本日から議事録の公表をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（伊藤）】

それから、本日は参考までに、参考資料1ということで、事務局のほうで作成しました第1回、第2回の沿線協議会の概要メモをおつけしております。よろしくお願いいたします。

【司会（石橋）】

ここで、前回までに沿線区市の担当者の部長さんに、自己紹介をいただいたところでございますけれども、前回欠席をされました皆様からご紹介いただきたいと考えております。できればお一人様2分程度ということで、お願いしたいと思っています。

まず、武蔵野市の伊藤部長、よろしくお願いいたします。

【伊藤協議員】

前は公務のために出席できませんで、まことに申しわけございませんでした。ただいまご紹介いただきました武蔵野市都市整備部長の伊藤でございます。自己紹介は以上でございますが、この場をかりまして、武蔵野市の外かく環状道路に対する対応と申しますか、スタンスを、ちょっとここでご紹介申し上げたいと思います。

武蔵野市では、1966年（昭和41年）の都市計画決定以来、町を大きく分断する現在の計画に対しまして、市並びに市議会双方とも絶対反対であるという形で現在まで至っております。また、議会におきましては、7区市で唯一だと思っておりますが、現在でも反対特別委員会が設置されております。そういう中で、一昨年ですか、歴代の知事としては初めて、石原氏が現地を視察なさり、また昨年、これまた同じく歴代の最高責任者である扇大臣が現地を視察なさった。視察にあわせて、両者から遺憾の意の表明があり、またこの間、たたき台という形で地下案が提出されました。

こういう状況の中で、武蔵野市では、昨年の3月でしたか、市長が外環についてこれほど具体的に表明したのは初めてだと思いますけれども、施政方針という形で、外環に対する考え方を表明いたしました。その中で申し上げましたのは、単に原則論ですとか、それから反対を唱えているだけの時代はもう過ぎたのではないかと、今、私が申し上げたような事態を踏まえながら、反対なさってきた地元の方々のお気持ちを十分に踏まえながら、やはり一歩踏み出すべきではないのかと、そういう形の中で、PI協議会ができ上がったわけでございます。武蔵野市としましては、この協議会の皆様方のご意見を十分お聞きしながら、いずれ地下案が提案をされた場合には、注文をつけるべきは注文をつけ、意見を言うべきは意見を言い、関係住民の方々の気持ちを十分に大切にしながら、十分な議論を深めていきたいという形を施政方針で表明いたしましたことを、まずここでご紹介申し上げて、今後とも協議会で言うべきことははっきりと発言をしていながら、皆様方と一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。続きまして、狛江市の大貫部長、よろしくお願いいたします。

【大貫協議員】

狛江市の都市建設部長の大貫でございます。よろしくお願いいたします。

道路整備を担当している立場といたしましては、首都東京の都市計画道路を考えた場合

に、これは3環状9放射線のネットワークの必要性は考えなきゃいけないだろうと。そういった中で現在の環状7号線、8号線の交通渋滞を見た場合、この沿線に居住されている住環境もあわせて、この場で議論する必要があると考えております。

現在、狛江市内の計画線は、野川と国分寺崖線にちょうど挟まれた場所でございます。たまたまこの一帯が民間企業によります開発が現在行われておりまして、区画整理事業で外環の上部の位置づけとしては、緑地を整備して残しておくという考え方で、今事業が進められております。

一方におきましては昭和63年に、私ども市議会の反対決議の議決がされておりまして、これも尊重しなければならないという部分もございます。そうかといって、当時の高架案に対しまして、地下案ということが提案されております。この協議会は結論を出す場ではないと、必要性から議論するというのを踏まえまして、今後の検討に当たりましては、交通に対する問題、環境に対する問題に対する住民の不安にこたえていくということが最前提でいかに得ないだろうという考え方の中で、この協議会で議論を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。それでは続きまして、運営細則（案）及び、進行役の選出についての資料の説明に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（伊藤）】

それでは、資料2をごらんください。題名、PI外環沿線協議会 運営細則（案）という資料です。この資料は前回は配付させていただいた運営細則（案）でございます。同じものを再度ご用意させていただいております。本沿線協議会の運営細則につきましては、規約の中にもありますように、別途運営細則を定めるとなっておりますので、その案を作成したものです。この細則（案）の作成に当たりましては、本協議会が話し合いの場であるという性格を踏まえまして、事務局とか進行役を外部の方をお願いするのではなくて、沿線協議会の協議員による自主的な運営を前提に考えて作成しております。以下、確認も込めて、運営細則を、案として読み上げたいと思います。

「1 運営について

会議は原則として、毎月2回、第一火曜日と、2週間後の週の木曜日の午後6時半から8時半まで、東京都庁本庁舎内の会議室で開催することとします。

会議は協議員ご本人の出席とし、協議員の出席は事務局が事前に確認します。

協議員は、会議資料として配付したい資料がある場合、事前に事務局へ提出することとします。事務局は、上記資料を含めて会議資料を会議前日までに協議員に配付し、それに関する意見や質問を協議員にお聞きします。会議当日は、まず、お聞きした意見等に関する議論を行うこととします。

会議資料は公開します。会議における発言は事務局が速記して会議録を作成し、次の協議会に諮って公表します。また速報性を確保するために、事務局は協議会概要メモを作成し、公表します。

2 会議の進行について

進行役は、会議が円滑で効率的に運営できるよう進行を行うものとします。

各協議員は会議の進行に協力し、会議中は進行役の指示に従うこととします。

協議員が会議中に発言をする場合は、挙手の上、進行役の指名により発言することとします。

進行役に指名された協議員の発言中、他の協議員は静粛にし、発言を遮らないこととします。

多くの協議員が発言できるよう、発言は要旨を簡潔にまとめて、最大5分以内で行うこととし、進行役は全体の会議時間との関係から、発言が簡潔になるよう発言者へ促す

ことができることとします。

他の協議員の発言を誹謗・中傷するような発言は行わないこととします。

3 その他

このほか、運営細則に定めのない事項が生じた場合は、沿線協議会に諮って定めることとします。」

なお、この運営細則（案）につきまして、事前にいただきました意見が、先ほどお配りいたしました別添の資料です。

以上、運営細則の説明は、これで終わります。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから運営細則（案）について説明がありました。運営細則に関するテーマとしては、進行役の選出という件がございます。規約にありますように進行役の人選につきましては、先ほど事務局よりご説明しましたように、自主運営という観点から、協議員の中からどなたか進行役になっていただければありがたいと考えております。

これから、運営細則及び進行役につきまして、すべての協議員の皆様から、順番にご意見をいただければと考えております。先ほどもちょっと触れましたが、事前に意見メモをお出しいただいている方もおいでになりますので、ご意見をいただくときには、ご意見をお出しになられている方については、このメモをベースにご意見をいただければ、大変ありがたいと考えています。意見を言っていただく順番でございますけれども、前は練馬区からということでスタートをさせていただきましたけれども、きょうは杉並区さんから始めさせていただきたいと思っております。

それではまず、最初でございますけれども、杉並区の宿澤さんのほうから、ご意見等いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【宿澤協議員】

杉並の宿澤と申します。私どもの町会は、先日も申し上げましたが、最初から反対ということ。どうしても住宅がとてまとまったいい住宅ですし、みんなもう今さら年とってどこへ行けと行って行かれないという状況でございますので、極力反対をさせていただいております。協議会で行政の方たちは必要性、必要性ということを建前にしてつくるほうへと向かっていくんですけれども、どうもそんなふうな感じなんです。私たちは今の住宅に皆さんもう50年、60年といらっしゃる方で、年とっておりますし、そこにいるということが必要性なので、今さらよそへ行けと行って行かれませんし、地下だの何のと言われても、善福寺というきれいなわき水のあるところに住んでおりますので、今さらどこへ行くというわけにもいきませんので、極力反対をさせていただいております。

【司会（石橋）】

ありがとうございます。できれば、先ほどご説明させていただきました運営細則、それから進行役の選出について、ご意見を2分程度でいただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、杉並区の本橋さん、よろしくお願いいたします。

【本橋協議員】

杉並の本橋でございます。ただいまの運営細則につきまして、進行役についてちょっと申し上げますけど、今現在石橋課長さんがやっておられます。問題は、中立を保っていただければいいことであって、特にこういういろんな問題点を抱えているものに対して、それを進行していくのは大変難しいと思っております。そういう点で、現在のままの進行役で私はいいと思っております。以上です。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。続きまして、武蔵野市の濱本さん、よろしくお願いいたします。

す。

【濱本協議員】

武蔵野の濱本です。運営細則につきましては、私のほうからお願いしたのは、前回、第2回の一番最後に出ましたけれども、時間の問題であります。時間帯の問題であります。一応細則（案）でありますと、6時30分からということですが、二、三の方々がどうしても勤めの関係とか、家庭の事情で、できるならば7時というふうなお話がありました。この件につきましては、やはり全員がご出席できる時間帯で決めていただきたいと思います。

2番目に進行役の件でありますけれども、当面の間は石橋課長さん、ご苦労さんですが、今しばらくまだやっていただきたいと思います。その後でいろいろとあれば、行政側でいろいろと案が出るとは思いますけれども、また一般的に第三者という方でも結構だと思いますが、今しばらくお願いをしたいと申し上げておきます。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。続きまして、武蔵野市の村田さん、よろしくお願ひいたします。

【村田協議員】

運営細則についてでございますが、手元でございます運営細則（案）の通りに当面スタートするのがよろしいのではないかと思います。なぜならば、3番目のその他のところに、今後何か事態が生じた場合は、また本協議会に諮って新たに定めるという項がございますので、当面はこれでスタートすることを私は望みます。

進行役については、石橋課長さんにやっていただくのが、よろしいと私も思っております。以上でございます。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。引き続きまして、三鷹市の川瀬さん、よろしくお願ひいたします。

【川瀬協議員】

三鷹の川瀬でございます。進行役については、今までどおり石橋課長さん、お願ひいたします。それで、私は初めから賛成の会から出てきておまして、私も年とっておりますので、早く議事を進行していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。続きまして、三鷹市の新さん、よろしくお願ひいたします。

【新協議員】

新でございます。意見メモを出しておりますので、それによって申し上げます。

開催時間に私が反対している理由は、やはり時間的にかなり厳しい。働いていらっしゃる方もいるし、厳しい状況だと思います。私も家庭的な事情でこの時間帯という、かなり厳しい状態になって、6時半は大変困るので、ぜひみんなが参加できるという状況をつくり出していくというのが、やっぱりPI協議会というものの性格だろうと思います。確かに終了時間が9時になってしまうと何か問題が起きるということは聞きましたが、どなたかの意見メモにも会場を移してでも、この時間帯を確保していただきたいと思います。私のほうからもお願ひをしておきたいと思っております。

進行役については、準備会等のときからずっと見ておりますが、都のお役人としては、石橋さんは極めて中立的で公平、こんなことを言うと知事に怒られるかもしれませんが、そういう印象を受けました。当面、問題が起きない間は、ぜひ石橋課長にお願ひしたいと思っております。

細則については、それだけです。そのほかにもちょっと意見がありますが、後で述べさ

せていただきます。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。続きまして、三鷹市の米津さん、よろしく願いいたします。

【米津協議員】

米津でございます。進行役につきましては、委員の中から代表を選んでどのというお話がありましたけれども、今までほかの会なんかで経験しておりますと、座長をやっちゃうと何もしゃべれなくなっちゃうんです。ですから、こういう点では、新さんが太鼓判を押ししている、現在の石橋さんが最適じゃないかと思います。

それから、開始時間につきましては、私は6時半から8時半にやっていただければ一番いいんですが、今まで何人かの方が、とても6時半には出られないと、7時がギリギリだというお話で、それと9時を過ぎてやはり都庁のほうで問題があるとすれば、7時から始めて9時ぴったりにぴしっとやめちゃうと。そこで、もし議論が残った場合には、次の初めからそれを引き続いてやるという方向に持っていけばいいんじゃないか。だから、会議の時間を正味2時間ぴっちりにするということを申し合わせたらいいんじゃないかと思えます。

マイクを握ったついでに申し上げたいんですけれども、ふだん我々はこういう水銀灯の下で生活したことがないんです。きょうは私、わりあいと体調がいいんですけれども、この前のときはこの電気がギラギラして目がおかしくなっちゃって、なおかつその辺の電気がついたり消えたりするときに、パカパカするんです。この会場だから、この電気はしょうがないんだと思いますけれども、できればもうちょっと落ちついたところで会議したいなと感じております。

それから、きょうの会場の配置ですが、これはきょうだけですか。今後、こういう形になさるんですか。もし、前回と同じ会場の配列だったら、私一言申し上げようと思ったんですが。並んでいる横の方の顔が全然見えないんです。なかなか活発なご意見があるんですけれども、どなたがしゃべっているんだか、ラジオを聞いているみたいな感じで。ですから、ほんとうは少しずつ順番をずらしてくれると、直角に曲がっているほうの方の顔がよく見えるんで、今後そういう形をとっていただければいいんじゃないかなと思います。余分なことですけれども、そちらの司会席のほうの後ろには、お供の方がいっぱいいらっしゃるでしょう。その方を連れて、グルグルっと回るわけにいかないから、その席はそこで固定しても結構ですけれども、地方自治体と市民の席は、3人ぐらいずつ順番にずらしていくと、こういう角度で見るとお顔がよく見えるので、大変会議が楽しくなるんじゃないかと考えています。以上です。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。ご提案の趣旨を踏まえまして、今後事務局で検討していきたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、調布市の川原さん、よろしく願いいたします。

【川原協議員】

ご紹介いただきました調布市の川原でございます。

運営細則ですが、特に開始の時間、終了の時間ですが、私は前回のお話がありました。でき得れば少し早めていただいて、終わりをきっかりした時間でやっていただくのが、一番よろしいんじゃないかと思えます。したがって月に2回ということで、多少スケジュールがハードな面もあるんですが、極力万難を排して皆さん方もおいでいただくと思っておりますんですけれども、これについては、ぜひひとつ実のある、内容のある会合を開いていただきたいなと思っております。

進行役でございますが、大半の皆さん方がやはり石橋課長の、公正にして手際のいい司

会ということでございますので、このままぜひ、暫定的と申しましても、お願いをいたしたいなという気持ちであります。よろしくお願い申し上げます。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。引き続きまして、調布市の小林さん、よろしくお願いいたします。

【小林協議員】

はい、小林です。司会、進行に関しましては、やっぱり外かく担当課長ということで、外かく環状線に関しては熟知されておるとお思いますので、石橋さんをお願いしたいと思っております。

運営細則に関しましては、ございません。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。次に、渡辺さん、よろしくお願いいたします。

【渡辺協議員】

調布の渡辺です。まず運営についてですが、この間から気になっているんですけど、第1火曜日と、「2週間後の週の木曜日」、この言い回しをするのは、何か問題があるんですか。普通であれば第1火曜日と第3木曜日、これが一番わかりいいと思うんですが、なぜあえてこのような、紛らわしいといひますか、はっきりしない言い方をしたのか、まずこれを1つお聞きしたいと。

それから、時間については、8時半に終わった場合に多少余裕があるということはありませんけれども、この中で時間が早いことによって困る方が出てくるということは、やはり多数の数じゃなくて、時間がどうしても7時でないと支障があるという方に合わせるべきだと。もし、帰りのバスなどが出せないということがあれば、それは行政のほうで責任を持ってタクシー代を出すとかいうことを考慮すべきである。

それからもう一つ。有識者委員会と違ひまして、こういう素人が出ているわけですから、毎回その都度きちっと結論出すんだということではなく、先ほども話がありましたが、結論が出ない場合には次回に持ち越しということをやれば、時間も途中で切ることができるわけですから、その辺もご配慮いただきたい。これが2点目です。

それから のところにありますが、ちょっときょうはいろいろありまして、特に認識したんですけど、「会議資料として配付したい資料がある場合、事前に事務局に資料を提出することとします」。そうすると、これは建前、字面だけで見ますと、事前に事務局に提出をしなかった場合には、どうするんだと。そうするとこの場に来て、事務局に渡して一緒に配ってくださいという話ができるかということ、皆さんにお諮りした上でこういう資料が今、提出されたけれども、配付してよろしいですかと。こんなことをやっている、それでなくても前2回、肝心な話になかなかいかないというので、またそういうことが出てくるわけです。今までのところ特に前もって出さなきゃいけない資料がおくれるということはありませんけれども、この後、例えば行政が出した資料、数字に対して、私どももそれなりの検証をかけますけれども、なかなか2週間ですから、事前に協議員の皆さんに配付できるような形で、日にちでもって検証したデータが手に入るかどうか、これは定かじゃありません。もし事前に配付できなければ、当日その場でもってという話は、これは非常にまずいと思ひます。もしそういうことであれば、提案なんです、「配付したい資料がある場合、事前にできるだけ、または原則として事務局へ提出」、原則ですから、原則から外れる場合、事務局がよしと判断すれば、きょうみたいに意見メモがありますけれども、それらと一緒に資料を配付していただけるといふ方向性が出てきます。ただ、今の文章であれば、そういう配慮が全くされないと。されなくてもやむを得ないという文章になってしまいますので、それはちょっとご配慮いただきたいと思ひます。

それから、進行役。進行役もとりあえず石橋課長で結構なんです、もしいろいろと問

題があれば、何も行政側から進行役を出してもらわなくてもいいです。私ども住民のほうから出します。それはその時期になったらいたします。

これは後で言おうと思うんですが、後になるとまた違う話が出て言えないと思いますので、ひとつこれは成田さんをお願いしたいんです。成田さんの発言する立場が、ちょっとはっきりしないんですけど、先日も言ったように構成員を改称しまして、協議員ということになりました。少なくとも成田さんが発言されるときには、一応挙手されて発言していただきたい。気になっていまして、司会が自分の部下だからということで、途中でもって事務局の一員のごとく、司会者といろいろ話していると。非常にこれが気になってしょうがないんです。きょうは無理でしょうが、次回、強い要望です。

こういう意見を言いまして、この間みたいにごまかされてはいけませんので、強い要望です。これが強い要望でなければ、また後で言いますけれども、並びを変えてください。というのは国が2人並んでいます。成田さんは、国と国の間に入っていただけませんか。隣同士というのは、どうしてもなれ合いと言いますか、都サイドでもって進行を進めているという意識が強過ぎますので、ひとつこれをお願いいたします。以上。

【司会（石橋）】

それでは、一番最後の点については、ご要望という形で承りたいと思います。

それから、の件については、事務局のほうから「2週間後の木曜日」という表現について、ご説明いただきたいと思います。

【事務局（土屋）】

それではご説明をいたします。今月であれば、第1火曜日、第3木曜日ということで均等というか、例えば今日、それから第3木曜日ということでありまして、次回18日ということで期間が空くのですが、来月、8月を見てみますと、第1の火曜日というのが8月6日なんです。第3木曜日というのが15日ということで、要は1週間と2日しか間隔があかないと。月によってばらつきが出てしまうということで、このような呼び方をさせていただいております。以上であります。

【司会（石橋）】

ご質問があれば、また後ほどということで、次に狛江市の石井さんのほうからご意見いただきたいと思います。

【石井協議員】

狛江の石井でございます。まず時間のことなんですけれども、6時半というところで間に合わない方が、仕事とかそういうことでいらっしゃるんですしたら、これはもう7時ということで仕方がないと私は思っております。

それと、私は一番最初に、例えば車で来てもとめるところはありますかと事務局にお尋ねしたときに、ないというような、時間的なものか何かよくわかりませんが、私も車で帰りながらというか、外から回ってくることもあるかもしれないんです。ですから、そこら辺をお尋ねしたいのと、もしそういった車がないんですしたら、私はきょうは足をけがしてしまっていて、実はタクシーで来たんです。そういったようなことをちょっと考えていただくことができないのかなと思っております。

それと、司会のほうは、一番最初から携わっております石橋課長さんのほうが、一番妥当なのかなと思っております。ぜひともお願いしたいと思います。

あとは、この必要性の有無について、きょういきなりポーンと来たわけなんですけれども、私もどういうことなのかなと、首をかしげました。逆に前回までのことをいろいろと考えてみますと、やはりPI協議会の1つの骨組みでありますんで、先だってまでいろいろと議論しているところは、それはまずきちっと決めましてから、次はここに進みますけれども、次回いかがでしょうということを、最後に一言言っていただけたらいいかなと思っております。

それと毎回資料をたくさんいただくんですけれども、前回の議事録は、配付されて当然のことだと思いますけれども、後のほうに第1回のPI外かくの準備会ですか、これは毎回ついていると思うんです。これは皆さんお持ちだと思いますんで、持ってきていただければ。これは枚数だけでも、これだけの人数がいますと非常にもったいないんじゃないのかなと思います。過去のものは変えようがない事実なんですから、新しく出てきた議事録等だけを配付していただきまして、もし必要ならば各協議員の方々に、前回のを持ってきていただくようにしたほうがよろしいんじゃないのかなと私は思っております。以上でございます。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。車でご来場になられるときに、どこかとめる場所があるかどうかということについては、また個別にご連絡等させていただきたいと思っております。最後の資料等のご意見については、今後参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは引き続きまして、世田谷区の秋山さん、よろしくお願いいいたします。

【秋山協議員】

世田谷から来ました秋山です。多数決が絶対に正しいとは私は思いませんが、こういうものやっていると、いろいろとお互いの事情とか、都合、不都合が必ず出てくるんですね、これだけ大勢の皆さんがいろいろなお仕事を携わっていらっしゃったら。ですから、皆さんが100%、いろんな運営上、一緒になるという考え方は難しいと思うんですが、やはり多数決で、皆さんが大勢集まれるような時間帯とか、そういうことも考えたいと思っております。この間の話では、ここにおくられて来られる方と、早く帰りたいという方と、2つのご意見があったように記憶しております。冬なんかは夜9時というのは相当寒くて遅いので、この辺もどうかと思うんですが、いずれにしても皆さんの総意で、全員が一緒になるということはまずないと思っておりますけれども、やはり運営方法に関しては、多数決のような形で決めざるを得ないんじゃないのかなと思います。

それから、もう一つ、前回もちょっとお話ししたんですけれども、こういう話ばかりでもって、外環道の話にまでなかなかいかないんです。これを非常に寂しく思います。以上です。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。引き続きまして、世田谷区の江崎さん、よろしくお願いいいたします。

【江崎協議員】

江崎です。私は規約ですとか、運営細則はとても大事なもので、ここはしっかり議論しておいたほうがいいかなと思っております。

まず、運営細則についてですが、前回も申し上げましたとおり、6時半開始という、私は間に合わないことが出てきそうなので、できれば7時からでお願いしたいです。空調の件とおっしゃっていましたが、それは初めからわかっていたことでしょうし、もし気になるようでしたら、有識者委員会のように別に都庁にこだわらなくても構わないと思っておりますので、ほかの会場を探していただきたいと思っております。

それから に関連してですが、「やむを得ず欠席の場合は、事前または事後に文書等で意見を述べるができる」ということも入れられてはいいかなと思います。

番については、事前に資料提出ということでしたけれども、事前にとというのは、どの程度事前かというのをはっきりしていただきたいと思っております。また、当日の議論の中で配付が必要だと思われる資料が出てくるとお考えいただけますので、その場合には当然配付を認めるべきだと思います。

事前に資料を提出したり、意見を聞いたりということによって、似た意見をくったり、

議論の順序を決めたりする必要があるかもしれません。そうであれば、この作業は事務局、私は第三者がいいと思っているんですが、事務局と進行役と一緒に整理する必要があると思います。

番ですが、これに関連して、既に確認済みですし、実際に行われていることですので、議事録には発言者名を掲載する旨を書かれてはいかがでしょうか。

1の追加ということで、準備会で最後につくられた確認書の2の(3)に「必要なデータ・資料等は提示することとし、もし提示できない場合はその理由を明確にする」とありましたので、それをぜひここに加えられるてはいかがかなと思います。

2の「進行について」ですが、私は2全体が当たり前のことなので、全部が要らないかなと思っています。特に気になったのは、番の「最大5分以内に発言する」というところで、今まで調べてこられたことだとか、特別じっくり説明したいということがあるかもしれませんので、そういう場合は、別にそこはこだわらなくても臨機応変でいいと思いますし、「おおむね5分ぐらいをめどにと」という話でいいと思います。

3の「その他」はいいと思います。

運営細則の追加ですが、進行役の決め方ですとか、進行に当たっての決まりも必要ではないかなと思いました。

それから、傍聴についてですけれども、せっかく足を運んでくださっているのですから、協議会に対して言いたいことがあるようでしたら、その場で書面で意見を寄せられるようにしてはいかがかなと思いました。ちょっとこれは進行役の方が大変かもしれませんが。

進行役の選出については、私は国・都は、中立というのはやはりなかなか難しいかなと思っているので、できればそうじゃないほうがいいかなと思うんですが、皆さんがよろしいと思う方にされればよいと思います。ただ、もしそういう方がいらっしゃなければ、第三者ということです。いいかなと思う方でも、一応その方がどういうお考えで進行役をされるのかというところを、ぜひ伺っておきたいと思います。以上です。

【司会(石橋)】

ありがとうございます。引き続き、栗林さん、よろしくお願いいたします。

【栗林協議員】

世田谷の栗林です。事前にメモを出しておきました。運営細則につきましては、私自身は特に大きな問題は感じておりませんが、時間だけは私自身は7時から9時が大変好都合でございます。なお、終わる時間は9時厳守で、そこで議論が終わらない場合は次の回に持ち越すということが大事ではないかと思っております。

また、席についてですが、先ほどお1人がおっしゃっていましたが、私もこういうコの字型とか口の字型ではなくて、円卓がよろしいかと思えます。昔から円卓会議といって、やはり、会議は円卓に限るということです。なお、席といえば、やはり司会者は司会者としての席を設けるべきではないか。進行役ですね。そういう席を設けるべきではないかと考えております。司会をされるときは、東京都の課長、石橋さんではなくて、協議員・石橋さんでございますので、席は別にすべきだと考えております。

それから、もう一つはここに1人の発言は5分以内ということを書いてあります。これは私も賛成でございます。ただし、同じ人が何回も5分ずつ発言するというのでは困りますから、この辺は進行役の方はできるだけ細心の注意をお払いいただいて、できるだけ大勢の人に発言をしていただくという工夫をなさっていただきたいと思っております。

次に、進行役ですが、当面、私も石橋課長さんでいいと思っておりますが、もともとのPIの考え方からすれば、ほんとうは厳正中立なファシリテーターが必要でございまして、それは行政とか住民ではない第三者であるべきだというふうに考えております。ただし、このファシリテーターというのは右にも左にも偏らない、きちんとその進行を公正につかさどることが大事なので、なかなか評価は難しいかと思えます。以上でございます。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。

引き続きまして、各区市の部長さんをお願いしたいと思います。まず、杉並区の倉田部長、よろしく願いいたします。（「練馬区を抜かしているよ」の声あり）

失礼いたしました。次に、練馬区のほうに入っていきたいと思います。練馬区の須山さま、よろしく願いいたします。申しわけありません。よろしく願いいたします。

【須山協議員】

練馬区の須山でございます。私は後からの役所のほうから、PI外環沿線協議会意見メモというのが送られてきまして、これに書いて出しなさいということで、一生懸命、何て書いたらいいのかなと思って、苦労して書いたわけ。あんまり苦労し過ぎちゃって、ちょっと時間を夜7時半と書きちゃったんですが、これは6時半から8時半までというのが私はいいかなというふうなことを書きました。ただし、7時でないとは出席できないという方がいらっしゃるすれば、これはやむを得ない。やっぱり、7時から、みんながそろったところでやるのが妥当かと思えます。

それから、最初にここに書いてございますが、月に1回の会議でどうかなというふうに私は思っております。というのは資料をものすごく多くいただくんですよ。私自身は外環のことだけやっているわけじゃございません。私は町会長をやったり、商店会長をやったり、いろいろな責任を持っておりまして、いろいろな行事もっております。そういうことで、このことだけかかざらばはいられない立場にありまして、ですから、やっぱり膨大な資料を見たり、いろいろ、それに対して、考えたりしなきゃなりませんので、そのぐらいの時間が欲しいなというのは本音でございます。

それから、司会進行については、石橋さんで私はよいというふうに思っております。以上です。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。

続きまして、練馬区の武田さん、よろしく願いいたします。

【武田協議員】

練馬区の武田でございます。メモを出してありますが、前回までの司会進行、それから事務局、それから国と都から出ておられる石橋さんを除く3人の方々、事務局は事務局として非常にすっきりしているんですが、石橋さんと成田さんと大寺さんと伊勢田さん、事務局なのか、あるいは協議員なのか、どうもそのところが非常に混在しているなという気がしました。きょうの会合で、大筋では石橋さん、今のところは非常に高い評価のようですから、今後、問題がなければ大変だろうけど、継続していただきたい。ただし、その場合にほかの3氏はやっぱり、協議員として、その立場をはっきりさせて、もちろん国交省と、東京都の方ですから、根っこでは外環のことについて進めたいという立場はわかります。ちょっと立場を変えて、主張すべきところは堂々と主張していくべきじゃないか。まとめるということは司会進行と事務局がどう判断をして、客観的にどう取りまとめるかは後日の課題にもなることだろうと思うんですね。ですから、石橋さんを除くお三方は言いたいことは堂々と言うと。あるいは、言いにくいこともばんばん言っていいたいんじゃないか。というのは住民代表を含めて、行政側の方も区市町村の方もすっきりした意見を言っているわけですから、率直なご意見を聞かせていただきたいと思えます。

それから、事務局の扱いなんですけど、議事録を見ますと、事務局、事務局という格好で出てきますけども、事務局も前は私たちの立場は構成員という何か人格のない言い方がされておりましたが、前回、協議員という形になりました。ですから、事務局ではありませんが、事務局の例えば、伊藤課長あるいは西川課長、土屋係長など、それぞれ職と固有名詞は挙げて、記録すべきです。というのはあのとき、事務局はこういう説明をしたじゃない

かということだけでは、責任の所在が明らかにならないから、そのところは議事録の上で、はっきり記録にとどめるべきだと思います。

それから、事務局の位置なんです、行政的にはどうも後ろにいてということなんです、もうちょっと位置を全面に出すことはできないか。つまり、進行していくのは大変ご苦労さまですが、石橋さんがこれからおやりになるわけですから、その石橋さんを補佐するのは伊藤さん以下、事務局の方々であるべきなんです。成田さんあるいは大寺さん、伊勢田さんは協議員として、別の人格で堂々と意見を出していただく。あと、事務局が石橋さんを補佐しながら、進行をしていくという構造をしっかりとさせて、さっき、円卓方式という話がありましたが、それをどういうふうに据えるかは事務局を含めて、いろいろ協議をいただいて、この部屋のデザインを含めて、ちょっと検討していただきたいなと思います。

それから、運営細則のところなんです、「上記資料を含めて会議資料を会議前日までに協議員へ配付し、それに関する意見や質問を協議員にお聞きします」と。これは一体どこまでやられているかということですね。というのはいろいろな意見が出ますが、大体、資料の範囲というのは何を指すのかということがあります。そこが限定されないと、例えば、私どもは関越・外環で三十七、八年になりますか。実際にいろいろのことをやってきておりますから、こういう機会に、できるだけ私たちの苦衷と過去の経緯を詳しく皆さんに知っていただきたいし、今の現状をどうしたらいいんだという意味での資料を出したいものがいっぱいあります。

しかし、それを出していったら、非常に大変なことになるんですね。この方式で一々資料を出されたら、はっきり言って大変だと思います。というのは、この準備会の中で、外環反対連盟の方々や準備会を持った。その準備会の9回にわたる資料をつぶさに読みました。重複もありますし、それから途中で停滞したり、いろいろあります。これだけでも大変なんです。ですから、そういう意味では、もし許されるならば、私たちが過去に経験してきたことや課題になっていること、あるいは、今後の懸案事項で解決していかなくちゃいけないというようなデータ、資料については、後、個別にそれぞれ、きょうご出席の協議員の皆さんを含めて、そういう資料をお送りさせていただくことは構わないかどうかというような形で、ご理解をいただく資料ということで、個別に配付させていただければ、非常にありがたい。それはある種のプレッシャーをかけるんだから、だめだよということになると、困りますのが、そういうことが可能かどうか、お許しをいただけるかどうか、これもひとつご検討いただきたい。

というのは、反対連盟の方々の資料は嫌というほど読まされました。だけれども、この会のたびにそれでは手落ちじゃないか。やや客観性に欠ける、公平性に欠けるんじゃないかと思います。それぞれの地域で抱えている、あるいは運動している方々の資料というのは別途、なんらかの方法でござんいただくように道を開いておいてほしい。以上です。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。今の最後の2点については、ちょっと今日、ご回答できないかもしれませんが、次回までには事務局と検討しまして、回答させていただきたいと思います。

引き続きまして、練馬区の湯山さん、よろしくお願ひいたします。

【湯山協議員】

はい。練馬区から参りました湯山でございます。私はこの運営細則については、特に指摘するところはないのかなと思っております。は、ここに案として出されておる6時半から8時半というのが私にとっては大変都合がいいということでございます。そして、2の会議の進行についてでございますが、進行役ということを先ほどから皆さんがお話しになっておりますが、全体的な会議の流れをしっかりと把握している石橋課長さんで結構だ

ろうと考えております。そして、どなたかお1人がお話しになりましたが、このことについては、これはしっかり守っていただきたいと思います。今、私の前の武田さんがお話しになりましたように、1つの組織、つまり、反対連盟でございますが、私どもも以前は反対連盟に参加していたわけでございますが、その経緯はよく存じておりますので、そこら辺で、時間が大変むだに費やされているなど思っております。せっかく、こういった機会に出席しているわけですから、発言は均等をお願いしたいと。したがって、お1人の時間は5分ぐらいを最大に守っていただけたらばと思っております。

また、もう一つ、協議会というのはやはり、有識者委員会でも話が出ておりますように、時間的な概念というものを大切にしているということは大変私も同感でございますが、この協議会がいつごろまで続くのか。延々と限りなくこれから続いていくものなのか。そうでなくて、やはり、限られた時間の中で、皆さんが意見を出し合うのか。そこら辺がまだ、はっきりしておりませんので、そこら辺もお聞きしたい1つでございますが、やはり、集中的に議論もしていくということも1つの方法かと思っております。以上です。

【司会（石橋）】

最後の点のご提案ということで受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、大変申しわけありません。各区市の……。

【宿澤協議員】

すみません。

【司会（石橋）】

はい。宿澤さん、どうぞ。

【宿澤協議員】

先ほどは失礼しました。突然のご指名でしたので、ちょっと慌ててしまいまして、進行役のあれを申し上げるのを。石橋さんにぜひ、今までなれていらっしゃるので、お願いしたいと思います。それだけです。すいませんでした。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、各市の部長さんからお願いしたいと思います。まず、杉並区の倉田部長、よろしくお願いいたします。

【倉田協議員】

じゃ、今の各ご意見を参考にしながらちょっと。進行役は石橋課長というお話がかなり多数であったと思いますので、それでよろしいかと思えます。ただ、ちょっとほかの方の意見もありましたけど、進行役は進行に関しては、ある程度強い権限を持ってやってほしいし、ある意味では、やるべきだと思います。ただ、進行役はそういう権限を持っているということで、例えば、都や国の立場という発言はなるべくしないということに徹したほうがいいと思うんですね。そのかわり、中身じゃなくて、進行のあれについては、かなり強い権限を持って、ぜひ、言葉は悪いですが、うまく取り仕切ってほしいというふうに思っています。

それから、問題になりそうな開始時間については、これはやっぱり毎回遅刻者が出るというのは会にふさわしくないと思いますので、個人的には8時半に終わったほうがいいんですが、7時から9時でやむを得ないのかなと思います。

それから、原則として最大5分以内という話でというようなご意見もちょっとありましたけど、普通の発言ですと、5分というのはかなり長いんですね。それで、5分ずつやっていたら、かなり中身の議論ができないので、私はこれは1つの取り決めですから、最大5分というのでいいと思いますし、できれば、簡潔にすれば、中身の濃い話でも2分、3分で終わるはずだと、私はいろんな会議に出て、経験上、そう思いますので、むしろ取

り決めとして、ぜひ、5分以内でおさまるように各協議員が努力するということが必要ではないかと思っています。以上です。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。

引き続きまして、武蔵野市の伊藤部長、よろしく願いいたします。

【伊藤協議員】

はい、では、簡潔に。運営細則の時間につきましては、7時から9時までことに結構だと思います。ただ、さっき、世田谷の秋山さんがおっしゃったかな。今、かなり日が高いし、こういう時期であります。冬に入ると、また変わってくると思いますので、できれば、第3、その他の中で、「この運営細則に定めのない事項、または変更が生じた場合は」という、時季が冬になった場合に、例えば、じゃ、少し30分上げようかなんていう意見が出るかもしれません。それは定めのない事項ではなくて、変更だと思いますもので、「または変更」を入れていただいたらいいのかなと思います。

それから、運営についての 番、これも大分意見として出ましたが、一番下段で、「会議当日は、まず、お聞きした意見等に関する議論を行う」という、まずそれから始めるということとはなかなか中に入っていけないと思いますもので、資料の配付は結構だと思いますけれども、2行目の「事務局へ提出することとし、事務局は、上記資料を含めて会議資料を会議前日までに協議員へ配付します」で終わりでもいいのかなと思います。

それから、進行役については、圧倒的指示で石橋さんで、非常によろしいかと思いますが、これも多数の方々からご意見がありました。私は石橋さんの席というのは事務局の中に入るべきでないのかなと。たかが席順であります。大切な進行役でありますので、成田部長と離れるというよりも、事務局の中で、石橋さんが進行役として、やられたらいいのかなと。

それからあと、小さいことですが、今、東京都が率先しておやりになっていて、資源リサイクル等の問題で、紙はできるだけ両面焼き。それから、資料はなるべく簡素化して、枚数を減らすということにご努力をいただきたい。武蔵野市も頑張っておりますので、お願いしたいと思います。

あともう一つだけ、これもご意見としてありましたが、私も第1回目のときに感じたんですが、この並び順なんです。できるだけランダムに、私の隣に世田谷の方とか、私たちもできれば、地域の方と一緒にまざって、隣で話もできますということでもあります。もし機会がありましたら、ランダムな形で会議を進めたらいいなど、そのように。これは私の要望でありますけど、以上でございます。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、まず、3番については、「この運営細則に定めのない事項、または変更が生じた場合」というご趣旨ですか。

それからもう一つは、1番の でございますけれども、「事務局は、上記資料を含めて会議資料を会議前日までに協議員へ配付します」と、これで切っていいのではないかと。

【伊藤協議員】

「配付し、事務局は上記資料を含めて会議資料を会議前日までに協議員に配付します」以降は必要ないかと思いますが、また、それを議論するということになると、その議論でこの会が終わってしまうことも十分考えられると思ひまして、単にそれを配付すると。議論になれば、その議論に当然その資料がかかわっていくということだと思いますもので。あくまでも意見でございます。

【司会（石橋）】

はい、わかりました。ありがとうございました。

引き続きまして、柴田部長は今日、所用がございまして、欠席をされております。今日、お配りしました意見メモの一番最後に柴田部長からのメモをいただいておりますので、ごらんいただければと思っております。一番最後についております。後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

それでは、引き続きまして、調布市の鈴木部長、よろしくお願いいたします。

【鈴木協議員】

はい。調布の鈴木でございます。運営細則そのものについては、特に意見はございません。この協議会は、PI外環という形で協議会が成り立っておりますので、早く議論に入って、やはりいろいろな意見があるんだということでの認識をしながら、どうあるべきかという方向に導いていくべきではないかなと思っております。

まず、次の進行役でございますけれども、皆さんの意見を聞いていますと、やはり石橋課長にお願いをして、進行していただきたいと、このように思っております。以上です。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。

引き続きまして、狛江市の大貫部長、よろしくお願いいたします。

【大貫協議員】

それでは、1点だけ。運営の のところで、毎月2回というのがさほど議論されていない中で、行政の担当部長としましては、いろんな各課を所管しております。どうしても、夜の会議がございまして、ダブる場合がございます。そういうところでは、どちらを優先するかというところに非常に悩まされるところがございまして、やはり、所管を抱えている課の会議も必要でございます。この会議も必要でございます。それを両てんびんではかった場合に、なかなか難しい判断がございまして、場合によっては、欠席がかなりやむを得ない場合があるかと思っております。そういったところで、代理は認めないというところがございまして、この辺のところは非常に悩ましいかなと。我々、担当部長の代理を認めた場合、あと、各区市の選出の協議員さんは代理を認めるかという話にもなりかねないので、その辺のところは議論すると、きょうではとても整理のつかない話になるかと思っております。私の言いたいことは必ずしも毎月2回、全部出席できるかということ、非常に心配な部分があるということだけ、お伝え申し上げます。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。

引き続きまして、世田谷区の栗下部長、よろしくお願いいたします。

【栗下協議員】

世田谷区の栗下でございます。運営細則の の時間なんですけど、6時30分から8時30分だという提案なんですけど、一言言わせていただければ、7時から9時ということをお願いしたいと思っております。

それと、運営についての でございますけど、先ほどどなたかからちょっとお話がございましたけど、「事前に資料がある場合、事前に事務局に提出すること」ということなんですけど、これはやはり原則ということを入れていただきたいなというふうに思っております。

それと、進行役でございますけど、協議会は自主運営ということで、協議会の中から、この進行役を決めるということになるかと思っております。私としては、第三者機関、中立の立場の方あたりがいいと思うんですけど、当面は皆さんからご意見がありましたような形で、石橋さんをお願いしたいなと思っております。

それと、さっき大分、席の話が出ていたんですけど、私も行政側のほうの席にいますけど、どちらかということ、住民側の中にも入っていききたいなという気持ちはございます。そういう意味で、ランダムな形で席を変えていただければ、議論もしやすいのかなという

感じもいたします。以上でございます。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。先ほどから意見が出ております、席の配置とか、それから、席順については、再度、事務局のほうで検討させていただきたいと思います。

最後に、練馬区の水上部長、よろしく願いいたします。

【水上協議員】

練馬区の水上でございます。まず、運営についてでございますけれども、この 番のところは今もちょっと話が出ました。それから、三鷹の柴田さんのメモに出ておりますけれども、代理出席。私ども、組織として出ているということからしますと、代理が欲しいなという気がいたします。今、私ども、ちょうど議会が開かれておまして、こういうようなときに、なかなか出られないという場合が結構あるかと思えます。まして、これからずっと、月に2回ずつ開かれるとなりますと、その付近が非常にきついなと。ですから、担当課長の出席が可能であれば、ぜひそうやってほしいなと思えます。

外環につきましては、PI協議会の動向というのは議会でも、あるいは地元でも、非常に注目されているわけでございますので、そこで欠席するというよりも、行政側としては代理出席して、そこできちんとそのときの動向を把握していたほうが、よりまた、議会に対する説明、あるいは地元に対する説明、そういった場合に、やっぱり理解しやすいという観点も考慮しますと、ぜひともそういった代理出席が可能になるようお願いしたいなという気がいたします。

進行役につきましては、いろいろお話が出ておりますように、石橋課長にやっていただければ、ありがたいなと思えます。

それから、時間につきましては、6時半あるいは7時と両方あるわけでございます。私どももできれば、6時半のほうがいいかなと思っておりますけれども、これは皆様のご意見にどちらでも私どもは従います。以上でございます。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。

皆様から一通り、貴重な意見をいただきました。これからの進め方としてはまず、細則の議論をさせていただきまして、その後、進行役の選出の議論という順番でやらせていただきたいと思えます。

まず、運営細則でございますけれども、できれば、この資料2の中で、まず1番の運営について。それを上の から順番にご検討いただければと思っております。まず、そういう形で進めさせていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会（石橋）】

そうですか。はい。じゃ、ご了解いただいたということで、各項目について、1個ずつご議論いただければと思っております。

まず、運営についての でございますけれども、先ほど、お聞きしますと、皆さんが出られるように7時からでもいいんではないかという意見が多かったと思えますけれども、中には、6時半から8時半というご意見もありました。そういった意味では、ちょっと意見が分かれておりますので、どういう形で決めさせていただくかということなんです。先ほど多数決という意見もあったんですが、できれば、皆さん全員一致で7時から、あるいは6時半からという形で決めるのが一番いいと思うのですが、いかがでしょうか。ちょっとご意見があれば、お聞かせいただきたいと思えます。

はい、武田さん、よろしく願いいたします。

【武田協議員】

練馬の武田と申します。これからもあることですから、この種の都合のいい人、何時が

いいか、という話は非常に固定的な話ですので、むしろ決をとって、要するにリサーチをした上で、多いほうに結論を出すということで、実務的にやっていいんじゃないか。外環の複雑な問題については、これは話は別でございますけれども、そういうことだろうと思います。

【司会（石橋）】

ありがとうございます。ほかにご意見、ございますでしょうか。多数決で決めさせていただくということで。はい、新さん、どうぞ。

【新協議員】

自分の個人的な状況があるものですから、あんまり言いたくないんですけど、こういうものというのはやっぱり、全員が出席できて、確かに帰りが遅くなる方は大変だということもよくわかります。私もかなり年をとってききましたので、9時に終わったんでは、うちへ帰ると、10時を過ぎるということがありまして、できることなら、早く帰りたいという気持ちもあるんですが、しかし全員が集まって、話ができる時間帯を早く前倒しして、おくれてくる人が出てくるということよりも、ぜひひとつ、6時半でなきゃ、どうしても困るということではないんじゃないかと私は思うんですが。その辺のところをもしあれでしたら、ご容赦いただいて、何とか7時から9時ということやっていただきたいんですが、多数決でなければだめだということであれば、それもやむを得ません。

ですが、そういうふうにやっていかないと、結局全員の意見というものを集めていく、合意を集めていくという形になかなかならないんじゃないかなと思うんですね。これは協議会そのものの運営というよりも性格にかかってくると思うんですが、結局、かなり対立した意見が出てきたときに、時間を節約するために、打ち切ってしまうというような形が多数決みたいな形で行われるような可能性もありますので、ぜひ、こういったことはできる限り、全員の合意でという形をとっていただきたいというふうに思うんですが。

【司会（石橋）】

ありがとうございます。武田さん、どうぞ。

【武田協議員】

もう先ほど来、皆様のご意見が出ているわけですから、大体7時からというのが多いわけですよ。だから他意はないんで、複雑な問題等々については、できるだけ合意を形成するという努力をするということであって、この種の会則のこれをどうするかとか、あるいは単純なケースはちょっと手を挙げてみてというぐらいでいいんじゃないですか。

【司会（石橋）】

米津さん、どうぞ。

【米津協議員】

6時半開会と7時開会と両方あるんですけど、6時半開会の場合に、私は新さんの個人的な事情を知っていますので、家庭の事情でもって、どうしても出られないという、そういう方と、希望的な要望でもって、6時半という方があるわけですよ。ほんとに家庭の事情で出られないという方が一体幾人いるのか、この中で、ちょっと手を挙げていただいて、それで、その人数にもよるんですよ。半分もそういう人がいるんだったら、しょうがないですけども。でも、やっぱりさっき、私が言ったみたいに、6時半の人があんまりたくさんいるんじゃないかと困りますけども、少人数だったら、7時に延長して、7時から9時までの時間を厳守して、打ち切っちゃうんじゃないかと、残ったものを次の会の初めに持っていくというやり方でしていただければ、7時 - 9時でいいんじゃないかと私は思います。

【司会（石橋）】

ありがとうございます。川原さん、いかがでしょうか。先ほど、6時半というお話でございましたけれども。

【川原協議員】

あえて30分間にこだわったわけじゃないんですが、やはり、帰宅が遅くなるということもございますし、前半の30分という貴重な時間でございますが、大勢がそういう方向であれば、私は特にこだわりませんし、実質のある審議をその都度、進めていただきたいということでございますれば、7時の開会ということについては、特に異論はございません。

【司会（石橋）】

ありがとうございます。湯山さん、いかがでしょうか。

【湯山協議員】

私も特に6時半という30分にこだわっているわけではないんです。現在は夏時間で、サマータイムというのがいつか前にありましたように、7時 - 9時でいいんですが、先ほど、どなたかがおっしゃったように、冬場になりまして、9時という時間になりますと、次の日の仕事にも差しさわりが出てきますので、年間で6時半の開会もあれば、そしてまた、7時の開会もあればいいと、こんなふうにごなにかおっしゃってありました。ですから、必ずしも、これにこだわらなくても、時間的にはもう少し事務局のほうで柔軟に考えていただいて、私はいいと思います。

【司会（石橋）】

ありがとうございます。

それでは、原則として、7時から9時までということで、それから月2回。これはちょっと先ほど、須山さんのほうからご異論がございましたけれども、月2回というペースで。なおかつ、第1火曜日と2週間後の木曜日、渡辺さん、よろしいでしょうか、こういう表現で。

それでは、この原案どおり、会議は原則として、毎月2回、第1火曜日と2週間後の週の木曜日の午後7時から9時までと。東京都庁本庁舎内の会議室で開催することということでご了解いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【司会（石橋）】

はい。ありがとうございます。

それでは、続きまして、のほうに行きたいと思っております。これはいわゆるご本人出席というお話と、それからもう一つ、先ほどいただいておきますのは欠席した場合に事前にメモをいただくというお話があったと思っております。そういうような形で基本的には、これもちよっとご意見いただければと考えておりますけれども、特に区市の部長さんのほうから議会等があるというお話もございました。代理出席はどうかというお話と、それから、欠席された方から事前にメモをいただくということについては、この部分で明記をするというご意見があったと思っておりますけれども、その辺どうでしょうか。ご意見、ご幸いですでしょうか。

はい、川瀬さん、どうぞ。

【川瀬協議員】

先ほどもあったように、私は代理出席ができるということで受けてきていますので、できたら、代理出席を認めていただきたいなと思っています。私も十幾つかの会のほうにあらしているものですから、出られないときがありますので、こっちはっかりやっているわけにもいきません。私の会は3人いますんで、会長、副会長が2名いますから、その人間のどちらかを代理に出席させていただければ、私と意見が同じはずでありますので、そういうことで、代理出席を認めてほしいと思います。

【司会（石橋）】

ありがとうございます。はい、渡辺さん、どうぞ。

【渡辺協議員】

まず、行政の方に聞きたいんですが、課長さんなりが代理で出た場合に、どれだけの発言権が与えられるのかというのが一番問題だと思うんです。事前に質問文を出して、それから事後に討議内容が渡されれば、結局来て、その場の雰囲気はどうであったというのは確かに出ていた場合にわかるわけですが、それは席に座らなくても、傍聴席にいても同じことだと思うんですよね。そうすると、発言権がさほど自由に与えられない形で代理出席しても、これはあんまり意味がないんじゃないかなと、現実的に。まず、行政の方については、そういうふうに思います。もし、必要であれば、それは課長でなくてもよろしいわけですから、傍聴席にでもおいでになるようにしていただければ、済む話じゃないかと思います。

それから、今、代理出席がオーケーだということで、私は出てきたという三鷹さんの話なんですが、これは三鷹の行政のほうで間違えているんじゃないかと思うんですよ。そんな話は一切なかったはずですよ。三鷹の市のほうで、勝手な判断をしたんじゃないかと思います。逆に、これは今ここで言うんじゃないかと、きょう、柴田さんがいないんで申しわけないんだけど、柴田さんにきちっと聞いていただきたいと思います。こんないいかげんな説明をされちゃ、私どもも困ると思います。

【司会（石橋）】

ありがとうございました。ほかにご意見、ございますでしょうか。

はい、武田さん、どうぞ。

【武田協議員】

私も今の渡辺さんと同じ意見です。あくまでも、協議員というのは属人的なものであって、属地的なものではない。部長さんがご出席の場合には、それぞれ区市の部長という立場での見識と方針を述べていただく。責任あることを述べていただく、こういうことだろうと思います。それから、それぞれ区市から選出されたというか、推薦された協議員はさっき申し上げたように、属地的なものではない。あくまでも、個人であり、属人的なものである。この原則はやっぱり持っていけないと、人が変わる、代理人が出たときに継続性をそこない、雰囲気が変わっていくということはまずいだろうと思いますので、あくまでも、属人主義で代理人は認めないと。ただし、代理出席のかわりに、どうしてもというのであれば、欠席する人は予測できた段階で、何らかの次の議題に対しての意見を出しておく。ただし、努力義務ぐらいに、心得として、踏まえていただくということじゃないかと思います。

【司会（石橋）】

はい。ありがとうございます。

はい、倉田部長、どうぞ。

【倉田協議員】

今、行政側というようなご意見もありましたけど、私もやはり協議員ということで出ていますので、あくまで、会とか行政を代表ということではないと思います。もちろん、その背景には、例えば、部長としての役職の意識は当然あると思いますが、あくまで個人ということですので、行政だから代理がいい、住民の方はだめだとか、そういう話じゃなくて、ここにもありますように、そもそも協議員というものに代理という概念はなじまないんで、代理出席は行政も住民の方も含めて、一切それはむしろあり得ないという考えで、ぜひ聞いていただきたいと思うんです。

【司会（石橋）】

はい。ありがとうございます。それでは、原案どおり、については、「会議は協議員ご本人の出席とし、協議員の出欠は事務局が事前に確認します」と。それから、先ほど、武田さんからご意見がございましたように、欠席する場合は事前に意見等を述べるができるというところをここに加えたいと思いますけども、それでよろしいでしょうか。

(「賛成」の声あり)

【司会(石橋)】

はい。よろしければ、じゃ、それで。そこを直したやつをこちらのほうにちょっと写させていただきますので、後で確認をまたしていただきたいと思います。

それでは、次のに移りたいと思います。先ほど、については幾つかご意見がございまして、まず、1行目でございますけれども、「協議員は会議資料として配付したい資料がある場合は、原則として、事前に事務局へ提出することとします」ということで、「原則」という言葉を入れさせていただきたいと思います。

それから、伊藤部長のほうからお話がございました、「事務局は、上記資料を含めて会議資料を会議前日までに協議員へ配付し、それに関する意見や質問を協議員にお聞きします」、ここまで入れるということですか。そうではなく、その前で切っちゃうということですか。これについて、ちょっと事務局のほうからその意見についての見解みたいなものがあれば。「前日までに協議員へ配付します」で切っちゃうわけですね。「それに関する意見や質問を協議員にお聞きします」と、ここの部分はどのような点が……。はい、すいません。

【伊藤協議員】

ここで、配付した資料をまずもって、「会議当日は、まずお聞きした意見等に関する議論を行います」ということは関係する資料であるかと思えますけれども、その資料から議論に入るというのはちょっと私はいかがなものかと。これは住民側がどれほどの資料、それから、行政側がどれほどの資料かわかりませんが、東京都、国はたくさんの資料をお持ちだと思います。それを例えば、出された場合に、まずその資料の説明から入っていったというのは、これはまず、国とか都が資料を出された場合をイメージした場合ですが。私は資料は資料として大いに結構であります。まず、その意見等を議論するんだという、そこから入っていく会議となると、何か資料に振り回されてしまっているということになりますので、あくまでもそれは配付すると。関連資料があった場合には、配付されているわけありますから、当然その資料に関連したことがあれば、資料を出された方が説明なさるなり、または他の方がそれを質問するなりということ、必ず資料をまずもって議論するというのは、ちょっと私はどうなのかなと思ったもので、意見として申し上げたわけあります。

【司会(石橋)】

そのこの3行目の後半でございますけれども、「協議員へ配付し」、基本的にその際、「それに関する意見や質問を協議員にお聞きします」というところは、要するに、事前に配付をして、そこで、協議員の方に、意見とか質問をお聞きしてくるという、ここまではよろしいわけですね。

【伊藤協議員】

それは結構ですよ。

【司会(石橋)】

はい。そうですか、わかりました。そうしますと、「それに関する意見や質問を協議員にお聞きします」、ここまでは生きということ。それ以降の「会議当日は」という以降のところを消すということによろしいでしょうか。

【伊藤協議員】

私の意見は。

【司会(石橋)】

そうですか。はい、わかりました。

はい、栗林さん、どうぞ。

【栗林協議員】

すみません、質問があるんですが、お話を途中で切って、申しわけありません。3番の

最初のほうの「協議員は、会議資料として配付したい資料がある場合、事前に事務局へ提出することといたします」と、こう書いてありますね。今回の協議会の資料というのは前もって、この細則が配付されました。この文言だけ見ると、それよりも上位に、協議員のどなたかがとくに配付したい資料がある場合、それを事務局に提出して、まずその意見について議論をするというふうにも読み取れてしまうんですが、本来でしたら、正式に次回、協議する内容の資料について、事前に配付すると。それについては議論すると。その際、これに関して、また、どなたか個人の協議員が資料を配付したい場合、事務局に届け出て、それについても関連資料として協議していただきたいというようになるんじゃないかと思うんですが、よく意味がわからないので、整理していただけないでしょうか。

【司会（石橋）】

要するに、事務局のほうでつくる資料をまず基本にして、それから、協議員から出していただく資料についてのことを後ろに逆に持っていったらどうかというご提案。事務局、どうでしょうか。

【渡辺協議員】

ちょっと待ってください。いいですか。

【司会（石橋）】

はい。どうぞ、渡辺さん。

【渡辺協議員】

関連してですね、お聞きしてとなくなっていますが、これはあれですか。ヒアリングして歩くんですか。例えばファクスだとか、文章だとかということではないんですか。ヒアリングをやるということですね。そうなんですか。

【司会（石橋）】

それも含めて、お答えさせていただきます。

【新協議員】

すみません、手を挙げていますけどね。

【司会（石橋）】

ちょっと今のことだけ、ちょっと。

【事務局（伊藤）】

もう少し時間をください。事務局のほうで文章を整理しますんで。

【司会（石橋）】

お聞きするというのは、ヒアリングという意味かどうかというその確認だけ、まずいただければ。

【事務局（伊藤）】

事前にご説明に行って直接聞く場合、それから今回みたいに文書で聞く場合、それを含めてすべてであります。

【司会（石橋）】

ということでございます。新さん、どうぞ。

【新協議員】

ちょっと混乱しているみたいなんで、質問をしたいんですがね、事務局にね。

協議員が会議資料として配付したい資料がある場合、事前に事務局へ提出することとしますと。例えばですね、配付された資料の中に運営細則がありました。会議録がありましたね。会議録等は前回のやつので会議録ですから、運営細則については、次回の協議会で検討するということになってますから、それは配付された場合にですね、事前にももちろん事務局へ出してもらって、事務局は上記資料を含めて会議資料を会議前日までに協議員へ配付すると。それに関する意見や質問等を、協議員にこれは事前に聞くわけですね。聞いた

ものについては、会議当日はまずお聞きしたい意見等に関する議論を行うこととしますというんですから、要するに提案された議題についての会議資料であって、それについて協議員に配付して、それについての質問を受けて、それを第1番に検討するというんですが、何かちょっと不安なのは、要するに、例えば次の議題に関係のない討議資料を参考までになんていって配付されて、それに対する意見をどうこうなんていうことになってきて、その出された意見について最初に討議するということになると、やるべき話が混乱してくるんじゃないんですかね。会議資料として配付するものは、次回の議題として決まったものについて配付していくというふうになっていかないと、その辺のところは、まあ、不文律でそういうことなんですかね。何かちょっとよくわからないので、これでいくと拡大解釈されそうな感じもあるので、ちょっとお聞きしたいんですが。

【武田協議員】

関連。

【司会（石橋）】

はい。じゃあ武田さん、どうぞ。

【武田協議員】

あくまでも会議資料という概念は、その日討議をする、あるいは検討するための資料。それから、先ほど私が触れたようなことは、参考資料として協議員が配付したいというものの、そういう2つのランクをつけて、参考資料については読む人が読んでもらえばいい。ただし当日の議題の中で、その参考資料が意味を持っているのであれば、それらに対していろいろ、現場対応で論議をすればいいんであって、だから会議資料という概念と、参考資料という概念を区別しちょっとランク付けしたらいいんじゃないですか。

会議資料と全部一括してしまうから、どれが重要で統一で論議するための資料と混同してしまうので、会議資料と参考資料というような言い方をしておいたらどうでしょうかということです。

【司会（石橋）】

はい。じゃあ関連でどうぞ。米津さん。

【米津協議員】

協議員は会議資料として配付したい資料がある場合に、原則として事前に事務局へ提出することとしますと、ここまではわかります。この提出したいという会議資料について、それに関する意見や質問を提出した協議員にお聞きしますということなんでしょう、この意味は。そこからもとへ戻って事務局は上記資料を含めてということは協議員から出したという資料を含めて、会議資料を会議前日までに協議員に配付しますと。で、会議当日はまずお聞きした意見に関する議論を行うこととしますと。何か文章をちょっと一部、上下入れ換えるとすごくわかりいいんじゃないかと私は思うんですが。私の今の解釈したやり方と違いますか。正しいですか。

【司会（石橋）】

ありがとうございます。先ほどの武田さんと基本的に、会議資料と参考資料を分けるという、まず会議資料を基本にして、あと参考資料についてどうするかという表現に変えたほうがいいんじゃないかという、そういうご趣旨ですかね。

【武田協議員】

いえ、事前に協議員に聞くということは、提出した協議員に事務局が聞くということなんでしょう。

つまり協議員が会議資料として配付したい資料がある場合に、事務局に出しますということですね。その会議資料の中身について、それに関する意見や質問ということはそれを協議員が出した会議資料について事前に提出したい協議員に事務局がお聞きしますということなんでしょう？

【司会（石橋）】

すべての協議員に……。

【武田協議員】

全部に聞くんですか。事前に。ある特定の人が出した協議資料についてですか。

【司会（石橋）】

はい。ですから、会議資料プラス個々の協議員が出した資料について、その両方の資料についてはあらかじめ協議員のところに配付をして意見をお聞きすると。

【武田協議員】

そこで意見を聞きちゃって、会議当日それをもう1回ここでやろうということですか。

【司会（石橋）】

事前に意見があるものについては、先に意見をお聞きしていくということでございます。もちろん、この場の中で同じく伺っても構いませんし、事前に聞けるものについては意見なり質問をお聞きしていくという、そういう考え方でございます。

【武田協議員】

そうすると、ここで当日意見を言った場合は、事前に事務局へお話ししたことのおさらいみたいな感じになっちゃうんですけど。

【司会（石橋）】

事前に質問等をお聞きしておけば、ここでよりそういうものに対して適切にお答えできるのではないかということで、事前に質問等があればお聞きしておいたほうがいいのではないか、意見等についてお聞きしておいたほうがいいのではないかということで、こういう考え方になっております。

じゃあ、先に渡辺さん、どうぞ。

【渡辺協議員】

当面はいいんですけどね、皆さんちょっと考えていただきたいんですよ。今これから話が進みますと、当然行政側からいろんなデータが出てきます。ただし、私どもは行政から出てきたデータ、これをああそうですかと言って認めやすいものと簡単にこの数字は何だ、おかしいんじゃないかという、当然の数字が出てくるわけです。ということは、私どもも、住民サイドから、私どもお願いできる方にそれなりの検証をするわけです。

ところが、2週間に1回だけですから、行政側は自分たち主導でもって、はい、次何やるぞという準備ができるわけですが、私どもはそれが提示されてから、それに対する反証を行わなきゃいけないわけです。そうすると、事前に協議員の方々に配付できる時間が必ずしもあるわけじゃない。ところがそれを出さないと、行政側の一方的な資料、データだけでもって話が進められるということが当然出てくるわけです。

ですから、先ほど私が言いかけて、原則としてという間に挿入するというのがありましたけれども、事前に資料を提出しなければ配らないし、話は参考意見でしかないんだと。武田さんの話になりますとね。そういうものじゃないんだ。ですから、そのケースを、まあここにいる協議員の方々、どれだけお考えになっているかということが問題なんですけれども、それだけ考えが熟しているかどうかということだと思っておりますが、これからは具体的な入り方として結果的にそういう話が多くなってくると思うんです。

どうやっても行政から出てきた数字をそのまま容認するということとはできない。そのときに、こんなやり方をやって大丈夫なのかと。私ども反論する数字がない。反論する数字がないということは、行政側の言い分を、証拠がないんだから、実証する数字がないんだから聞かれないと。こんな危険なことが出てくるわけですよ。そのときにも、少なくとも行政がデータや資料で説明した場合に、私ども今検証したいから、ちょっと待ってほしいと。とりあえず、行政の言い分はそこで聞いておくけれども、私どもの反証する数字も出てきてから合わせてやってほしいというケースがこれから出てくるはずなんです。その辺

をよく考えていただきたい。今のままじゃ非常に危険です。行政サイドでそのまま突っ張られちゃうという懸念があります。少なくとも、準備会とか、今いる行政サイドの方々は、その辺は配慮していただきたいと思います。

【司会（石橋）】

ほかに。濱本さん、どうぞ。

【濱本協議員】

今、渡辺さんがお話しになったことは当然のことだと思いますので、それは復唱して言うことはしませんが、この3番の会議資料としてというのは、協議員個人のことですよね。個々の。だから、この資料については、一応提出して前日までに配付するのは構わないんですけども、全般を含めて事務局から出る資料を、これは今渡辺さんが言ったように、出されちゃって検討する時間がなくなる可能性があるんで、その辺を分けていただきたい。

それから、武田さんが言われた参考資料と議論する資料とは別にしていただければいいんじゃないかと思います。確かに、渡辺さんの言っていることは非常に危険なことになると思います。今までのやり方でやればね。ですからその辺は十分事務局も気をつけていただきたいと思います。事務局の資料と協議員の資料とは別に検討していただく必要があるんじゃないかなと思いますね。

【司会（石橋）】

はい、ありがとうございました。

そうしましたら、その事務局がつくる資料についてはあらかじめ協議員のところに会議前日までにお持ちをしてご意見をお聞きをすると。それから、協議員から出た個々の資料については、これはあらかじめお聞きするというのではなくて、この場にお出しをして議論をしていただくという分け方でいいんじゃないかと理解させていただいてよろしいでしょうか。

【武田協議員】

おおよそいいんですが、この後ろのほうの3行目ですね、それに関する意見や質問を協議員にお聞きして、会議当日はまずお聞きした意見等に関する議論を行うという、この部分は、2つの資料があるわけでしょう。本来のこの会議の議題として出してくる、事務局から出されてくる討議資料と会議資料。それから、協議員から出されてくる参考意見的な資料があるわけでしょう。ですからその参考意見的な資料をいちいちここで取り上げていたら大変ですよ。それでまた1時間ぐらい食っちゃいますから。だからそういうのは、提出することができるというぐらいにしておいたほうがいいだろうと思います。

したがって、それに関する意見や質問を云々というところは、その2つのランクづけをした扱いをしておいたらどうでしょうかということ。そうすると、渡辺さんや濱本さんが言われているある種の予測に対しての防御にもなるはず。ということでここでやっているとあと何分もございませんので、事務局でそのところを成文化して、事前に送ってもらって、次回もそれを簡単にさっさと終わるということにさせていただきませんか。きょう、もうこれだけで2時間かかっています。2時間半ですか。立派なもんですね。

【司会（石橋）】

申しわけありません。

それでは、については、きょういただいたご意見をもとに事務局で再度案をつくりまして、事前にまた見ていただいて、再度、次回の協議会の中で議論をさせていただきたいと思います。

それから、につきましては、基本的には今やっているようなやり方、会議録の作成、それから協議会の概要メモの作成ということでございますので、これは今やっているものをそのままオーソライズしたような形でございますので、これについては、こういう内容でご了解をいただければと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

それから2番の会議の進行についてでございますけれども、先ほどからご意見がございましたのは、のところでございまして、最大5分以内で行うことという、この部分についてはちょっとご異論があったわけでございますけれども、できればこの原案どおり、ご了解をいただければ、これで実施をしていきたいというふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【司会(石橋)】

それでは、2番の会議の進行については、この原案どおりご了解をいただいたということで、このとおり実施をしていきたいと思っております。

それから3番のその他でございますけれども、この運営細則に定めない事項、または変更が生じた場合は、これは伊藤部長からのご提案でございますけれども、定めない事項、または変更が生じた場合は、沿線協議会に諮って定めることとするという形で修正をして、これでご提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【武田協議員】

変更の必要がですね。

【司会(石橋)】

はい。わかりました。この運営細則に定めない事項、または変更の必要が生じた場合は、沿線協議会に諮って定めることとしますということで、ご了解をいただきたいと思います。

この細則については、再度、事務局でもう一度ペーパーをつくりまして、また事前に見ていただいた上で次回、最終的に確認をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ちょっと時間が長引いてしまいましたので、進行役については、できれば今日進行役を決めていただければと思っているんですが、どうもそういう雰囲気ではございませんので、またこれは次回以降ということで議論をさせていただきます。

【渡辺協議員】

ちょっと待ってください。

【司会(石橋)】

はい、渡辺さん。

【渡辺協議員】

進行役につきましては、皆さんから異論がなかったんじゃないですか。もう決まった話、時間がないんだから決まった話は何回も繰り返さないでくださいよ。どうでもいいんですから。

【司会(石橋)】

わかりました。じゃあ、当面、不肖私がやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【渡辺協議員】

そうです。

【司会(石橋)】

次の議題は、続きまして、ちょっとまたご意見があるかもしれませんが、沿線協議会で必要性の議論というものを今後進めていきたいというふうに考えておりますけれども、本日事務局のほうでスライドを用意しておりますので、今後皆様からいろいろ資料をお出しするに当たって、ちょっとスライドを見ていただいて、今後いろんな意見をいただければということで、参考的につくらせていただいたものがございます。できればそれを、5分ぐらいでございまして。

【新協議員】

ちょっと。

【司会（石橋）】

はい、どうぞ、新さん。

【新協議員】

申しわけないけど、こういうことをやる時には、事前に協議会に諮って承認を得てください。スライド上映というのは、どういう立場でスライドをつくったのか、どういう考えでつくったのか、23区内の交通渋滞が限界に達しているからどうしても外環をつくらなきゃならないという立場でつくったのか、それとも23区内の環境問題を解決するために環境庁だとかそういったところが作成したスライドなのか、どういう立場で、どういう意図を持ってつくったスライドなのかということをごすね、明白にして協議会の席上で上映許可を求めると。

それからもう一つ、必要性和効果について、この議題に入っているんですね。きょうの協議会の。きょうはやらなかったですけども。実際には必要と効果について入るかどうかも含めて、それはこの協議会に提案をしていただいて、それで議題として定めればそれで始めて結構ですよ。そういう民主的な形を一つ一つやっていただきたい。そうしないと、東京都はもう急いで急いで、馬車馬みたいになって急いでいるから一刻も早く確認書で出てきた議題を詰めてしまいたいというふうに思われがちなんです。私もそう思っています。だけど、それは東京都の立場としてはやむを得ないと思いますが、でもそれに当たっても協議会が全部合議制の上に成り立っているんだということをぜひ理解していただきたい。提案をし、承認を得て議題としていただきたいし、スライドの上映もそういった形で承認を求めて上映をしていただきたい。そういうふうに思うんですが。

【司会（石橋）】

ありがとうございます。

それでは、スライドについては、次回また、そのスライドの説明をする趣旨とか目的、そういうものをお話ししてご了解をいただいてから、次回以降、スライドの上映をさせていただきますと思います。

それでは、最後に事務局のほうから報告事項がございますので、事務局のほうからよろしくお願いたします。

【江崎協議員】

すみません。

【司会（石橋）】

どうぞ。

【江崎協議員】

進行役が石橋さん、まあ、当面ということなんですけど、ずっと気になっていたのは、どうしても声の大きい方のほうに注意が行きがちなようで、私のような者の意見は隅にやられちゃうのかなという面が今までもあって、とても気になっています。

私がこの運営細則の中で幾つか言った中で、通り過ぎてしまったことがあったので、ちょっとそれを確認させていただきたいんですが、もう一度事務局のほうで練られるということだったので、その中に入るのかもしれないんですけども、運営細則の1の で議事録には発言者名を掲載するというをやっているから、入れてはいいのでしょうか。それと、もしかしたらこれは運営細則に入れることではないのかもしれないんですが、提案ということで、せっかく傍聴に来られている方々もいらっしゃるんですから、意見をぜひ何か書いていただいて、その次の会にでも配って読ませていただけたらいいなと思います。

以上です。

【司会（石橋）】

わかりました。江崎さんからのご提案については、それも含めて検討させていただきまして、次回、細則の案を再度提出をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは事務局のほうから報告をお願いいたします。

【事務局（西川）】

それでは、1点だけ簡単にご報告させていただきます。環境調査について、ご報告をさせていただきます。一部の区市では、区報や市報で、既に7月1日に出されてごらんになっておられる方もいらっしゃると思いますが、ことしの春に引き続きまして、この7月から8月にかけて、大気の実況や動植物の実況につきまして調査を行う予定にしております。皆様方の地元の近くに調査にお伺いすることになりますので、ご承知おきいただければと思い、ご報告させていただきました。詳細につきましては、本日も時間が少なくなっておりますので、詳細をお知りになりたい方は東京外環調査事務所のほうまでお問い合わせいただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

【司会（石橋）】

それでは次回の第4回目の協議会でございますけれども、日程について確認をさせていただきたいと思っております。事務局からお願いいたします。

【事務局（土屋）】

それでは第4回の協議会の日程でございますけれども、今月の18日木曜日でございます。時間につきましては、先ほどご議論いただきまして7時からということで、会場につきましては同じ会場でございます。

以上でございます。

【司会（石橋）】

それでは次回、7月18日でございますけれども、7時より当会場で実施をさせていただきたいと思っております。案内につきましては、別途事務局からご案内をさせていただきたいと思っております。

【伊勢田協議員】

すみません。時間もないですが、先ほどご発言がありましたように、次回どういうテーマなのかをちょっと確認しておいたほうがよろしいかと思うんですけれども。

【司会（石橋）】

それでは、次回の議題でございますけれども、基本的には細則を再度事務局のほうでつくりまして、その中身の確認をさせていただきたいと思っております。

それから、事前に目的とかそういうものをご理解していただいた上で、スライドの上映の必要性の有無についても、まあ、そういった条件が整った上ででございますけれども、スライドの上映をさせていただければというふうに考えております。次回の議題としてはその2つを提示させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回のPI外環沿線協議会を終了いたします。長時間にわたりまして熱心なご議論をいただきまして大変ありがとうございます。

どうもありがとうございました。

了